



秋・管・コ推発 No.0053

平成27年12月10日

各農業協同組合 御中

全国農業協同組合連合会

秋田県本部

太平物産(株)肥料への対応について (ご報告)

拝 啓

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろ、本会の事業につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきましては、生産者・JAの皆様にご迷惑とご心配をおかけしており、あらためて深くお詫び申し上げます。また、その後の補償等の対応については、ご報告が遅れましたこと重ねてお詫び申し上げます。

生産者への連絡にご使用いただくための文書案についても別添のとおり、作成いたしましたので、ご活用いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

I. 肥料の回収と代替品について

みなさまのご協力をいただき、おかげさまで、順調に進んでおり、JA・生産者および本会の在庫は、12月3日現在、4,387トンであり、うち3,211トンを回収しました(回収率73%)。ご協力ありがとうございます。また、代替銘柄については、ご迷惑をおかけしておりますが、翌春までに必要な銘柄は、2銘柄を残して決定済みとなっております。

II. 補償について

1. 肥料

(1) 回収費用について

回収に係る費用は本会がすべて負担します。生産者から回収運賃が発生する場合は、実費精算します。また、品代については、回収を終了した後に、JA受入価格でご返金します。

(2) 肥料の補償

◇平成25年度以降出荷分

太平物産(株)製造の肥料では、「届出設計」と「工場設計」が異なっており、原料の価格差が多く銘柄にありました。この原料価格差を補償します。平成25年度以降の3年度分については、原料のデータが確認されていることもあり、出荷実績に応じて、JAに一括でお支払いします。生産者への支出についてはご一任します。

◇平成 24 年度以前出荷分

恐縮ですが、原料のデータが残されておらず、補償を求められる場合においては、補償単価の設定は、平成 25 年度以降で使用した原料価格差の加重平均単価を使用いただき、数量を乗じる方法でお願いします。なお、申請については、生産者の請求の意思が確認され、証拠書類が添付されたものにてお願いします。

(3) J A 事務手数料見合い分の補償

J A ブランドへの不安と心配をおかけしたことに對し、事務手数料見合い分として、25 年度および 26 年度の J A 別の太平物産(株)肥料取扱い実績の平均を対象数量として、トンあたり 5,000 円 (20kg あたり 100 円) を乗じた額を J A に支出します。

2. 農産物

(1) 対象となる農産物

太平物産(株)が製造した肥料を用いて栽培され、「有機農産物」や「特別栽培農産物」と表示して販売予定または販売済みの農産物を対象と致します。

(2) 販売予定の農産物に対する補償

「有機農産物」や「特別栽培農産物」の表示が可能となるまでの期間にかかる費用、「慣行品」への変更にかかる費用および「有機農産物」や「特別栽培農産物」と「慣行品」との価格差について補償します。

(3) 販売済みの農産物に対する補償

該当肥料の使用が確認され、その結果、「慣行品」として価格差の補填が必要となり、取引先を通じて消費者への返金をおこなった金額を補償します。

(4) 環境保全型農業直接支払交付金

交付金の対象から外れた場合については、その金額について補償します。

(5) その他

その他の事項については、個別に誠意を持って対応します。

Ⅲ. 再発防止・品質管理態勢の強化について

1. 本会の品質管理の問題点

これまでの本会の取り扱う肥料における品質管理は以下の実態にありました。

(1) 流通する肥料は、使用する原料、配合割合、保証成分について農水省に事前登録が義務付けられています。

(2) 流通する肥料は、単肥から高度化成肥料、有機質肥料まで広範囲にわたるうえに、作物、施肥時期などに応じて内容・成分が異なる肥料が必要となるため、製造会社も多く、膨大な銘柄が存在します。

(3) このため、本会の品質管理は、取り扱う商品を自ら直接管理するのではなく、メーカーへの信頼をもとに組み立てられてきており、今回のように意図的に製造設計を変更された場合には、メーカーの不正を未然に防ぐこと、期中で発見是正することは困難でし

た。加えて、全農マークに対する生産者・消費者の期待・信頼は大きいものがあるだけに、その期待・信頼を裏切ることになれば、本会に対する強い非難につながるという認識が不十分であった点を深く反省しております。

2. 実施具体策

(1) 品質管理体制

品質管理専任部署を設置します。

(2) 品質管理強化の考え方

ア. ガバナンス体制など取引先のリスク度合いを評価します。

イ. 有機肥料等、肥料の種類によるリスク度合いを評価します。

ウ. 上記、ア、イの両面から、重点的にチェックする銘柄・メーカーを特定し、優先順位を付けて管理します。

(3) メーカー事業点検

肥料製造全社に対して定期的に書面による事業点検を実施します。

(4) 工場立入り調査の実施

上記(2)の考え方で選定したメーカーに対し、本社および工場への立入り調査を行います。

(5) 製品管理機能を強化する覚書の締結

以下の内容を盛り込んだ新たな覚書をメーカーと締結します。

ア. 全農との契約どおりの製品を製造していることを調査・確認できる権限規定

イ. 違反した場合の制裁条項

(6) メーカー研修会の強化

製造責任者、品質管理責任者を対象とした研修会を充実させます。

(7) 全農マーク貼付基準を厳格化

以上